

## 第5章 『玉塵抄』における呉音と漢音

### 1. はじめに

『玉塵抄』の中には、その当時における呉音と漢音の伝来やある一つの漢字をめぐる呉音漢音の対立などを示しているところ、あるいは使用場所によって異なる対立する複数の音を示しているところなど、当時における漢字音について講述しているところが数多く見られる。

(1)一劑ト云ソ、劑ハ漢音ニハ劑トヨムソ、医書ニハ呉音ニナニモヨムソ、書ノ名モ人ノ名モ所ノ名モ年号モコトコトク呉音ソ、呉ノ国カラ早フ、医書カ渡タホトニソ、劑ハワカツ心ソ、ブンリヤウノ心ソ、  
(7巻 p.33)

(2)百非ハ教文テハ百トヨムソ、詩文テハ百トヨムソ、又ハ百トヨミニモヨムソ、  
(3巻 p.210)

(3)礼記ノ檀弓篇ニアリ、ソラニ檀弓ト云ソ、礼記ノ本テハタシキウトヨムソ、  
(1巻 p.550)

(4)狙ツネニハソトヨムソ、ココニハシヨノ音ニシタソ、狙公七茅ヲ賦スト谷カ作ソ、茅ハトチノコトソ、サルノトチクレハルトココラニモ云ソ、賦ハクバルトヨムソ、狙トミナヨムルソ、ココニハシヨノ音ソ、  
(3巻 p.513)

(1)は、呉音漢音の対立や伝来に関わる講述である。また、(2)～(4)は、呉音漢音や使用場所などに関わったりなどしながら、ある一つの漢字について対立する複数の音を示している講述である。

このような点に着目し、本章では、『玉塵抄』の中で漢字の字音の系統について説明し

ているところを取り上げ、室町期の学問の場において呉音と漢音の伝来がどのようにとらえられていたのか、またあわせて、その音注において<墨筆—呉音>と<朱筆—漢音>という表示わけのある『文明本節用集』を通して、呉音、漢音と明示されているそれぞれの字音がその当時における呉音・漢音とどのような関わりを持っていたのかを検討する。

その後、その当時どのような漢字音と漢字音が対立するとされていたのかを検討して、その対立に関わって、それらの漢字音は互いにどのような関係にあったのか、漢字音の使い方は仏教や儒学また日常生活にどのように関わっているのかなども検討する。なお、その際にも、『文明本節用集』をおりおり参照していく。

## 2. 呉音・漢音の伝来と使用場所

呉音と漢音の伝来と使用場所について、惟高妙安は抄文の中で次のように述べている。

(5) 儒語チヤホドニサウヨマウスコトソ、サレトモ法語ニ用ウス時ハ呉音ヨイソ、

(1 卷 p. 581)

(6) 撰提ハセツテイトヨムカ、セウタイトヨムカ、史漢ノ書デハ此ヤウナコト一々漢音ニヨメルソ、日本ニ陰陽家ト医家トノ物ヲイエルヲキクニ、呉音マデナリ、日本エハ最初呉ノ国カラ何コトモ伝エタソ、日本ハ呉ノ枝国ソ、呉ノ太伯ノ国ノキレソ、

(4 卷 p. 455)

(7) <sup>マ</sup>大歳トヨムソ、此モ日本ノヨミヤウソ、上古ハ日本モ呉ノ国カラ日本エ書籍モ医書ナドソノ外ナニゴトモ呉ノ国カラツタエキタソ、…日本ノハシマリノヤウモ日本紀ヲキカネハ知ラヌソ、<sup>マ</sup>大歳トヨムモ呉音ソ、

(5 卷 p. 391)

(8) 梵語ニ旧訳新訳ニヨツテチトツハカワルソ、此花カ海岩ノ山ニアルガ、教ニハ白花トヨメルソ、コチ叢林ニハナニヲモ漢音ニヨムソ、<sup>ハクワザン</sup>白花山トヨムソ、教家ニワラウコトソ、経ヲ訳スル者カ小白山ト海岩ヲ云タソ、

(6 卷 p. 515)

(9)鄭玄字ハ唐成ソ、ココラニハ鄭玄トソラニハ云ソ、日本ニハ呉カラハヤウ書カ渡ツ  
タホトニ呉音ニナニモヨムソ、医書ハ皆呉音ニヨムソ、鄭玄トヨムカ本ソ、

(10 卷 p.122)

(10)金吾ハフセク心ソ、金吾ト唐ニハヨマウソ<sup>1</sup>、日本ニハ呉漢トリマセテナニニモヨム  
コト多ソ、日本ハ呉ノ枝国ナリ、呉ノ大伯ノ流ナリ、呉ト越トハ九州ノ時ハ一ナリ、  
日本ハ越ノ会稽ノ余流ト唐ノ書ニシタソ、日本エ法華經医書カハヤウ渡タソ、サテ  
呉音ニヨムソ、

(10 卷 p.346)

『玉塵抄』の中には、漢音の伝来について直接触れているところは見当たらないが、例(5)~(10)のように、妙安は、呉音の伝来について、その伝来は漢音のそれより早いので仏書や医書などは呉音で読むべきだと述べている。また、例(8)の「コチ叢林ニハナニヲモ漢音ニヨムソ」のように、叢林では呉音読みすべきところを無理やり漢音で読んでいることを指摘しているところなど、呉音・漢音の使用場所について述べている箇所もある<sup>2</sup>。『玉

<sup>1</sup>(10)の「金吾ト唐ニハヨマウソ」の「唐」は、「ヨマウソ」や直後の「呉漢トリマセテ」また、『玉塵抄』には次のように「唐音」という語が現れていることなどから、「唐音」の略としか考えられない。

煨ハヤクノ心ソ、ワイノ音ソ、僧家ニ唐音ヲ本ニ用テウイト云ソ、ソレヲニセテ儒者ノ詩文テモウイトヨムハワルイソ、(5 卷 p.31)

<sup>2</sup>このような呉音・漢音、さらに唐音の伝来と使用場所に関わる記事は、『日本大文典』(1604~1608)にも見られる。「如何なる種類の文書であっても、その中のこゑはすべてこれらの三種の中の‘こゑ’のどれかによって読まれる」「記録、経文、即ち直説の経、仏経、談義、常の詞、呉音、即ち、呉国の言葉又は音声の種類に属する」「消息などのやうな世俗の文体に漢音を使ふ」「唐音をば、五山の衆、禅家、会下僧これを使ふ」「禅宗などがその宗派の書物で、現在支那で一般に行われてゐると思はれる唐音のこゑを使ふ」(土井

『玉塵抄』の中の、呉音と漢音の伝来とその使用場所について述べていることをまとめて示すと、次の【表1】のようになる。

【表1】 呉音・漢音の伝来・使用場所

	呉音	漢音
伝来	呉国	
使用場所	法華經 医書 書名 人名 所名 年号 法語	史漢ノ書
	陰陽家 医家 教家	叢林

### 3. 呉音・漢音と文明本節用集との比較

『玉塵抄』には、その当時、一つの漢字をめぐる呉音と漢音が対立している場合のあることを陰に陽に述べているところがある。次の例は、呉音・漢音という語を用いて、複数の音の対立をはっきりと示している講述である。

忠生訳 1955, p.665)

また、惟高妙安の『詩学大成抄』(1561)にも、呉音漢音の伝来と使用場所について、次のような講述がある。

白虎ハ呉音ソ、白<sup>ハツコ</sup>虎トヨミサウナガ呉音ニ四神ヲヨムソ、ヨミツケナリ、日本ノコトニ何事モ云ニ昔カラ云付タコトハ大概呉音ソ、此イワレノ四書五経モハヤウ日本ニキタト云ソ、呉国カラヨロツノコトヲ伝エハジメタト云ソ、法華経ガ呉カラヒロメタソ、サテ呉音何事モ呉カラノ多分ワタリタニヨリテ、呉音ニ云コト多ト云ナリ、

(詩学大成抄・下巻 p.324)

- (11)通ハトヲルナリ,口カラオクマデートスデニトヲル心ソ,呉音ツウ,漢音ハトウナリ,  
詩文テハトウトヨムソ, (1巻p.491)
- (12)経論ニ<sup>スル</sup>疏ト云テ注ヲスルヲ云ソ,義理ノキコエカフサカツタソ,疏通シテヨウキコユ  
ルヤウニスルソ,シヨハ呉音,ソハ漢音ソ, (7巻p.109)
- (13)沃ハ呉音ナリ,仏ノ名ノ時ハ沃焦トヨムソ,漢音ハヨクナリ,州ノ名ニ沃州ト云アリ,  
ソコノ名ノ一ヒラヲ僧ノ支遁カ買テ,隠居セウト云タコトアリ,左伝ニ曲沃ト云所  
アリ,ワカイ時ニ左伝ノ講ヲキイタカ<sup>ツ</sup>沃トヨマレタソ,ヨクトハヨマレナンタソ,  
フシンヲハセヌソ, (8巻p.628)

ところで、(11)～(13)において、その系統が呉音、漢音と明示されているそれぞれの字音は、その当時の他書においてもそのまま呉音漢音とされていたのだろうか。

以下、その音注において<墨筆—呉音>と<朱筆—漢音>という表示わけのある『文明本節用集』を通して、(11)～(13)の各字音がその当時の他書における呉音・漢音とどのような関わりを持っていたのかを明らかにしてみたい。

(11)～(13)のように、一つの漢字の呉音と漢音を同時に示している講述は『玉塵抄』の中に45例ある。この45例の内、現在までその40例に『文明本節用集』における当該漢字の呉音漢音を見いだした。『玉塵抄』『文明本節用集』両書の場合、濁音の字音を仮名で示す時必ずしも仮名に濁点や不濁点を施していないので、素音形<sup>3</sup>において同じ字音かそうでないかを判断することになると、45字の中29字が一致、8字が不一致、3字が一部一致、一部不一致となる。以下、次の節にそれぞれを示す。なお、『文明本節用集』に当該

<sup>3</sup>素音注という用語は、湯沢(1978)が最初に用いた語である。湯沢は、「学ガク・カ°ク・カク」の素音注はカクであるといったように、素音注とは、音注から濁点・不濁点等を取り除いた形の音注、もしくは濁点・不濁点のほどこされていない形の音注を指すとしている。なお、本稿では、素音注を構成する仮名表記を素音形と呼ぶ。

字音が見いだせなかった漢字が、5つあった<sup>4</sup>。

### 3.1 文明本節用集と一致

『玉塵抄』における呉音・漢音と『文明本節用集』における墨筆呉音、朱筆漢音が一致している例を撰順に示すと、次の【表2】となる。

【表2】文明本節用集と一致(29字)

撮	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		呉音	漢音	墨筆呉音	朱筆漢音
通撮	通(東)	ツウ	トウ	ツウ	トウ
	貢(送)	グ	コウ	グ	コウ
	玉(燭)	ゴク	(ギヨク)	無	ギヨク
	豊(東)	ブ	(ホウ)	ブ	ホウ
	獄(燭)	ゴク	(ギヨク)	ゴク	ギヨク
止撮	提(支)	ダイ	(テイ)	ダイ	テイ
	爾(紙)	(ニ)	ジ	ニ	ジ
遇撮	汝(語)	(ニヨ)	ジヨ	ニヨ	ジヨ
	普(模)	フ	ホ	フ	無
蟹撮	犀(齋)	サイ	セイ	サイ	セイ
	第(霽)	ダイ	テイ	ダイ	テイ
	隴(佳)	ケ	(クワイ)	無	クワイ
	題(齋)	(ダイ)	テイ	ダイ	テイ
臻撮	村(魂)	シユン	(ソン)	無	ソン
	文(文)	(モン)	ブン	モン	ブン
山撮	攀(元)	ヘン	(ハン)	ヘン	ハン

<sup>4</sup> 「沃」「瑕」「蟒」「嗚」「劑」の5字である。

	蔑(屑)	メツ	ベツ	無	ベツ
效撰	校(効)	ケウ	カウ	ケウ	カウ
	豹(効)	ヘウ	ハウ	ヘウ	ハウ
仮撰	化(麻)	ケ	(クワ)	ケ	クワ
	花(麻)	ケ	クワ	ケ	クワ
宕撰	央(陽)	アウ	ワウ	無	ワウ
	狂(陽)	クウ	(キヤウ)	無	キヤウ
梗撰	成(耕)	ジャウ	セイ	ジャウ	セイ
	誠(清)	ジャウ	(セイ)	無	セイ
	辟(昔)	ヒヤク	ヘキ	無	ヘキ
	白 <sup>5</sup> (陌)	ヒヤク	ハツ	ビヤク ビヤツ	ハク ハク
	経(青)	キヤウ	(ケイ)	キヤウ	ケイ
	映(映)	無	エイ	無	エイ

\*撰別によって呉音漢音の対応関係をだまかに把握するため、所属の撰と『広韻』の韻字を示す。

\* ( )は抄文では呉音・漢音と示されているわけではないが、文脈上それと認められるものである。

例えば、「豊一ブネウト呉音ニヨムソ、詩文デハホウゼウトヨムソ、(8巻 p.647)」の場合、「豊」の呉音「ブ」に対応する漢音は「ホウ」と認められる(本章 4.1)。本章ではこのような例も含めて考察を進めていく。

\*なお、各字の『文明本節用集』における掲出ページは本論文の末尾の附録で示す。

『玉塵抄』の中のすべての漢字の呉音と漢音について、『文明本節用集』の中にそれに対応する字音を見出すことはできないけれども、【表 2】に見られるように、『玉塵抄』と

5 「白」は呉音は一致しているが、漢音は「ハツ」「ハク」と違っている。しかし、『玉塵抄』の漢音「ハツ」は、「白」が「<sup>ハツツクサン</sup>白山」に使われたため、その漢音「ハク」が音便化した結果できた音と見られるので、漢音も一致例とした。

『文明本節用集』において呉音漢音の両方が一致しているのは19字、『文明本節用集』には呉音、漢音のどちらかしか見いだせないが、それが一致している漢字は10である。

ほとんどの場合、韻の違いが呉音漢音の別となっている。また例は各撰にまんべんなく分布しているが、通撰5字、蟹撰4字、梗撰6字は他撰と比べてやや多い。これは、一般に呉音、漢音における韻の違いがこれら三撰によく見られることを反映していると言えるのかもしれない。なお、呉音漢音において声母相当部分における違いが見られる止撰「爾」、臻撰「文」の場合、両書は一致している。両者とも、今日では常識的な、鼻音声母における呉音「ナ」「マ」行、漢音「ダ」「バ」行の例であるが、室町期にも今日の常識に合致した呉音漢音の認定が行なわれたことを示すものとして見のがせない。

以上、『玉塵抄』と『文明本節用集』の呉音・漢音の3分の2が一致していることから、『玉塵抄』における呉音・漢音の分類には、『文明本節用集』のそれと共通するところが多いことが確認される。

### 3.2 文明本節用集と不一致

【表3】文明本節用集と不一致(8字)

撰	当該字(韻)	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		呉音	漢音	墨筆呉音	朱筆漢音
止撰	遺(脂)	ユイ	無	無	ユイ
	父(麌)	(フ)	ホ	無	フ
	雨(麌遇)	無	ユ	無	フウ
	灰(灰)	ケ	無	ユ	ウ
	淮(皆)	エ	クワイ	無	クワイ
臻撰	率(術)	ソツ	シユツ	無	ソツ
效撰	饒(肴)	ネウ	(ゼウ)	無	ネウ
梗撰	借(昔)	シヤク	セキ	無	シヤク



以下、各撮ごとに異同の細部を見ていく。

止撮「遺」の場合、『玉塵抄』における呉音が『文明本節用集』の漢音と一致している。つまり、両者の呉音・漢音は反対になっている。

遇撮「父」の場合、『玉塵抄』では呉音「フ」、漢音「ホ」となっているが、『文明本節用集』では、漢音は「フウ」、「フ」となっている。つまり、「フ」については、呉音と漢音が反対になっている。

遇撮「雨」の場合、『玉塵抄』では漢音「ユ」となっているが、『文明本節用集』では、呉音「ユ」、漢音「ウ」となっている。つまり、「ユ」については呉音と漢音が反対になっている。

蟹撮の「灰」「淮」の場合、『玉塵抄』で挙げられている字音自体が『文明本節用集』には見いだせない。これは、両書が全面的に異なっていることを示しているものと、ここでは考えておきたい。

臻撮「率」の場合、『玉塵抄』の呉音「ソツ」が『文明本節用集』では漢音となっている。つまり、「ソツ」については、呉音と漢音が反対になっている。

效撮「鏡」の場合、『玉塵抄』での呉音「ネウ」が『文明本節用集』の漢音となっている。梗撮「借」の場合、『玉塵抄』での呉音「シヤク」が、『文明本節用集』では漢音となっている。つまり、それぞれ「ネウ」「シヤク」については、呉音と漢音が反対になっている。

以上、不一致例は『玉塵抄』と『文明本節用集』とで呉音と漢音が反対となっている場合の多いことがわかる。なお、不一致の場合、『玉塵抄』と『文明本節用集』のどちらが当時における一般的な分類だったのかどうかは、今のところはっきり分らないが、『文明本節用集』では、漢音しか見いだせないものが多いことに注意しておきたい。

## 3.3 文明本節用集と一部一致、一部不一致

『玉塵抄』において、素音注は同一であるが呉音漢音という点では、対立している字の場合は、次のように一部一致、一部不一致となっている。

【表 4】文明本節用集と一部一致、一部不一致(3 字)

撰	当該字(韻)	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		呉音	漢音	墨筆呉音	朱筆漢音
遇撰	疏(魚)	シヨ	ソ	無	シヨ
				無	ソ
蟹撰	大(泰)	ダ	無	無	タイ
		ダイ	(タイ)	無	ダイ
	太(泰)	ダ	(タイ)	無	タイ
				無	ダ

遇撰「疏」の場合、『玉塵抄』の呉音漢音両方が『文明本節用集』では漢音となっている。つまり、一部一致、一部不一致となっている。

蟹撰の「大」「太」の場合、両方『韻鏡』濁音字である。『韻鏡』濁音字について、『玉塵抄』では清濁の違いにおいて呉音・漢音が対立しているが、『文明本節用集』では清音も濁音も漢音となっている<sup>6</sup>。この点で両書は異なっている。

<sup>6</sup>これに関連し、湯沢(1978)は次のように述べている。『文明本節用集』における清濁と呉音・漢音分類との関係について、ある漢字につき、互いに素音注を共通にする音相互間にあつては、たとえ両者間に清濁上の相違がある場合であってもその相違は呉音・漢音の別・分類には何ら関与しない。すなわち、呉音・漢音の範疇における字音分類において素音注を同じくする音は同一部類に属す。なお、このように素音注共通の清音と濁音の双方

以上、一部一致、一部不一致例の場合、『玉塵抄』では二つの字音が呉音と漢音という点で対応しているのに対して、『文明本節用集』ではその両方が漢音とされている。特に、濁音字において素音注が同一の場合、『玉塵抄』では『韻鏡』濁音字について、濁音は呉音、清音は漢音とされているのに対して『文明本節用集』では呉音と漢音と分けられることなく、一律に漢音とされている。

### 3.4 呉音・漢音の比較のまとめ

これまでの考察から、『玉塵抄』と『文明本節用集』における呉音・漢音の分類の仕方には、共通の理解が強く見られる反面、その3分の1は何らかの点において異なっていることが明らかになった。この事実は両者は多く一致しているものの、かなり違ってもいることを示している。いずれにしても、『玉塵抄』における呉音、漢音と『文明本節用集』のそれとがずれている場合があるわけである。そのずれがどのような理由でできたのかは別の機会に考えてみることにしたいが、この事実は、室町期、一口に呉音、漢音といってもその内容は学派や人物などによって多かれ少なかれ異なっていたことを示している。

両書ともどのような根拠をもって呉音漢音を分類しているのかは残念ながら現在まではっきり分からないが、少なくとも『文明本節用集』における呉音漢音の分類が、素音注における違いに基づいて行なわれているのに対して、『玉塵抄』の場合、少なくとも『韻鏡』濁音字などの一部については、濁音は呉音、清音は漢音と、つまり清濁の違いに基づいて呉音・漢音の分類が行なわれているということは言える。なお、3.1の末尾で取り上げた鼻音声母について、室町期の人が「ナ」、「マ」行を清音、「タ(ダ)」、「ハ(バ)」行を濁音と認めていたとすれば、これも上の推定の有力な根拠となる。

---

が漢音と認められているのは、『文明本節用集』の漢音の積極的表示、漢音を中心とした字音分類による。

#### 4. 漢字音の対立と一定の言い方

一定の言い方を用いて、ある一つの漢字について対立する複数の音を示しているところも数多く見られる。

(11)間色ノイワレアルソ、教ニハ簡色トヨムソ、詩文デハカンソクトヨムソ、(3巻 p.10)

(12)公羊トソラニハ云ソ、本ニアウテハ公トヨムソ、公一谷トウヲ公谷ト云ソ、ク  
コクトハイワヌソ、(9巻 p.449)

(13)ツネハ史差ト云ソ、ココハ支ニ入レタソ、差ノ音ソ、(2巻 p.292)

(14)木瓜ハココラニハ木瓜トヨムソ、…ココラニ木瓜トヨムデコソアレ、唐ノ木瓜別テ  
アラウソ、(9巻 p.473)

どのような型が見られるのか、整理してみると次のようになる。

- ①「経(経録・経文・教)デハ～トヨムゾ」⇔「詩文デハ～トヨムゾ」
- ②「ソラニハ～トヨムゾ」⇔「本(漢書ナド)デハ～トヨムゾ」
- ③「ツネニハ(ツネノ・ヨノツネニ)～トヨムゾ」⇔「ココニハ～トヨムゾ」

また、①～③のように対比的に示しているわけではないが、二つの漢字音の対立を示すのに使われている言い方もある。

- ④「ココラニハ～トヨムゾ」

以下、これら四つの形式で取り上げられている漢字音がどのようなものであり、どのように対立しているのかを検討し、その音注において<墨筆—呉音><朱筆—漢音>という

表示わけのある『文明本節用集』を比較しながら、それらの字音がその当時における呉音・漢音とどのような関わりを持っていたのかを明らかにしてみたい。

#### 4.1 「経(経録・経文・教)デハ～トヨムソ」⇔「詩文デハ～トヨムソ」

##### 4.1.1 内容

- (15)疏通…サアレハ水カトヲルナリ、経デハソツウトヨムソ、詩文テハソトウトヨムソ、  
(1巻p.489)
- (16)業ハワザトヨムソ、経録デハゴウトヨムソ、詩文デハケウトヨムソ、  
(1巻p.687)
- (17)攀 普班切ハンナリ、詩文テハハンソ、経テハヘンソ、  
(7巻p.493)
- (18)儼然キツカトキラリトシタコトソ、儼ハサカリナ心ソ、詩文テハゲン然トヨムソ、経  
文テハゲン然トヨムソ、  
(8巻p.182)
- (19)陶洮ハ同字ナリ、教ニハテウ洮トヨムソ、詩文ニハタウタイトヨムソ、  
(9巻p.494)

例文(15)～(19)で、「詩文」と対立しているのは、「経」「経録」「経文」「教」である。「経(経録・経文・教)」は、ロドリゲス著『日本大文典』(1604～1608, p.662)で示されているように、「書物(漢籍)を意味するのではなく、仏によって説かれた書き物や本文など」つまり仏典(内典)を指していると解釈される。一方の「詩文」は、もちろん漢詩と漢文、つまり漢籍(外典)を指しているとしか考えられない。そして、これは当時、「経(経録・経文・教)」での漢字音の読み方と「詩文」での漢字音の読み方が対立していたところもあったことを示している。

では、これらは具体的にはどのような字音対立にもとづくものだろうか。つまり、当時漢籍には漢音、「経」「経録」「経文」「教」に使われる音は呉音であるとされていたが、『玉塵抄』では、それぞれほどの系統の字音と結びついているとされていたのだろうか。それ

は、次のような講述からわかる。

(20)教ニハ弓ノ字ヲグウトモグトモヨムゾ、グハ呉音ナリ、弓箭ノ字ヲ梵網經ニハ<sup>フツ</sup>弓<sup>フツ</sup>箭トヨムソ、(1 卷 p.238)

(21)經テハ呉音ニ<sup>フツ</sup>取トヨムソ、詩文デハ漢音ニカトヨムソ、(3 卷 p.784)

(22)曲沃ノ沃ヨクノ音ナリ、左傳ニ曲沃多ソ、<sup>フツ</sup>沃ト談ニヨメタソ、フシン、<sup>フツ</sup>沃州トヨムソ、沃ノカエシニ於語トシタソ、於ハ詩文テハヨトヨムソ、ヲトヨムハ呉音<sup>フツ</sup>經ヨミソ、ヨトヨマウスコトソ、於トヨメハ沃ソ、於トヨメハ<sup>フツ</sup>沃トナリ、詩書テハ於トヨマウスカ本ソ、於トヨムニヨツテ<sup>フツ</sup>沃トヨマレタソ、(9 卷 p.227)

上の例 (20) ~ (22)から、「經(經録・經文・教)デハ〜トヨムゾ」で示している音は呉音で、「詩文デハ〜トヨムゾ」で示している音は漢音を指していることがわかる。これは、ロドリゲス著『日本大文典』(1604~1608)が参考となる。

「坊主は内典の文体を日常の話し言葉に適應させながら説教に使ふのである。この文体で使はれる‘こゑ’は、普通は呉音である。さうして宗門の書物が‘こゑ’のみで読まれる場合は、呉音で読まれるのである」(p.662)、「消息などのやうな世俗の文体に漢音を使ふといふ意」(土井忠生訳 1955, p.665)

つまり、その当時同一の文字について呉音・漢音は使用される場面—「經」と「詩文」—の違いにより、それぞれ使い分けられながらも共存していたことがうかがわれる。

一方、「經録」と「詩文」には、次のように、時には特別な読み方もあることを示しているところもある。

(23)詩文テハ<sup>フツ</sup>物一トヨムソ、叢林ナドハ<sup>フツ</sup>經録詩文ヲ一ニシテ呉漢トリマゼテ自由ニヨムソ、

物一トヨメルソ, (4巻 p.698)

(24)吾ハ天女チヤト云タソ, 詩文テハ天女トヨムソ, 経テハ天女トヨムソ, サレドモ詩文  
ノ中ナリトモ経文ノコトヲ引テ云ソ, 所デハ女トヨムソ, ココハ女トヨムソ,  
(10巻 p.413~414)

例(23)は、叢林では「経録詩文」などを区別しないで、呉音と漢音一緒に用いていることもあることを、また、(24)は、「詩文」にあつて、その中で「経文」を引用するときは、「経」での読み方を用いる場合もあることを示している。

#### 4.1.2 『文明本節用集』との比較

前節での考察から、この形式で示されている漢字音の系統は、「経」では呉音、「詩文」では漢音であることがわかった。ここでは、以下、その呉音、漢音を『文明本節用集』の呉音、漢音と比べてみよう。

『玉塵抄』の中で「経」と「詩文」での対立を示している28例において、『玉塵抄』における「経」の呉音と「詩文」での漢音と、『文明本節用集』の呉音と漢音とが一致しているのは22字、不一致は3字、一部一致、一部不一致は1字である。なお、見いだせなかった漢字も1字あった<sup>7</sup>。

##### 4.1.2.1 『文明本節用集』と一致

まず、一致例は次の【表5】のとおりである。

<sup>7</sup>見いだせなかった漢字は「於」である。

【表5】「経」⇔「詩文」：一致例(22字)

撰	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		経(教・経録)	詩文	墨筆呉音	朱筆漢音
通撰	通(東)	ツウ	トウ	ツウ	トウ
	究(東)	ク	キウ	ク	無
江撰	絳(絳)	ガウ	カウ	無	カウ
止撰	維(脂)	ユイ	イ	ユイ	イ
	稽(脂)	ケ	ケイ	無	ケイ
遇撰	奴(模)	ヌ	ド	ヌ	ド
	女(魚)	ニヨ	チヨ	ニヨ	チヨ
蟹撰	解(蟹)	ゲ	カイ	ゲ	カイ
	慧(齋)	エ	ケイ	エ	無
臻撰	訓(問)	クン	キン	クン	キン
山撰	間(山)	ゲン	カン	ゲン	カン
	然(仙)	ネン	セン	ネン	セン ゼン
	攀(元)	ヘン	ハン	ヘン	ハン
	蔑(屑)	メツ	ベツ	無	ベツ
效撰	交(肴)	ケウ	カウ	ケウ	カウ
	悼(号)	デウ タウ,	テウ	タウ	無
	陶(肴宵)	テウ	タウ	無	タウ
宕撰	強(陽)	ガウ	キヤウ	ガウ チヤウ	キヤウ 無
	溯(藥)	シヤク	デキ	無	デキ
梗撰	百(陌)	ヒヤク	ハク	ビヤク	ハク
曾撰	色(職)	ジキ	ソク	シキ 無	シヨク ソク
咸撰	業(業)	ゴウ(経録)	ケウ	ゴフ ゴツ	ギヨフ 無



曾撰「色」の場合、『玉塵抄』での詩文は「ソク」である。『文明本節用集』は「ソク」「シヨク」の二音が漢音であるが、一致例と見る。

咸撰「業」の場合、詩文の「ケウ」と漢音の「ギョフ」とは拗長音に関わる仮名遣い上の違いとして一致例と見ておく。なお、これに関連して、「業」について『史記抄』には次のような記事がある。

(25)業ハ逆怯切チャホトニ、呉音ニハ業トモ業トモ読ソ、漢音ニハ、業トモ業トモ可  
読ソ、サルホトニ、下ノ烈ト同ク韻ニフムソ、(史記抄・四 35 ウ)

『史記抄』には、「業」の呉音は「コフ」「コツ」、漢音は「キョフ」「キョツ」となっている。これは、『文明本節用集』に一致していると言える。

#### 4.1.2.2 『文明本節用集』と不一致

【表6】「経」⇔「詩文」:不一致例(3字)

撰	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		経(教・経録)	詩文	墨筆呉音	朱筆漢音
止撰	施(脂)	シ	セ	セ	シ
臻撰	卒(没)	ソツ	シユツ	無	ソツ
仮撰	若 (麻馬薬)	ニヤ	無	ニヤク	シヤク
		ジャ	ジャク	無	シヤ シヤク ジャ ジャク

止撰「施」の場合、『玉塵抄』と『文明本節用集』では、呉音・漢音が反対となっている。

臻撰「卒」の場合、『玉塵抄』での呉音「ソツ」が『文明本節用集』では漢音「ソツ」

となっている。『文明本節用集』には「シユツ」に対応する呉音は見いだせない。

仮撰「若」の場合、『玉塵抄』は呉音「ジャ」、漢音「ジャク」となっており、『文明本節用集』は「ジャ」と「ジャク」両方漢音となっている。

#### 4.1.2.3 『文明本節用集』と一部一致、一部不一致

【表7】「経」⇔「詩文」：一部一致、一部不一致例(1字)

撰	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		経(教・経録)	詩文	墨筆呉音	朱筆漢音
臻撰	神(真)	ジン	シン		ジン シン

臻撰「神」の場合、『玉塵抄』は、前述のように、『韻鏡』濁音字について、呉音は濁音、漢音は清音という対応関係をしばしば示している。しかし、『文明本節用集』は音形が共通していさえすれば、清音も濁音も漢音としているわけである。

【表5】【表6】【表7】から、素音注をめぐって『玉塵抄』と『文明本節用集』における呉音と漢音の分類の仕方が根本的に違うもの、つまり『玉塵抄』において呉音と漢音の素音注が同じものを除くと、『文明本節用集』においても、「経(経録・经文・教)デハ」で示す音は呉音で、「詩文デハ」で示す音は漢音である場合がほとんどであることが確認される。

## 4.2 「ソラニハ〜トヨムゾ」⇔「本(漢書ナド)デハ〜トヨムゾ」

### 4.2.1 内容

- (26) 雷同<sup>ドウ</sup>一ハ雷同スルコト母<sup>ハカレ</sup>ハ礼記ノ曲礼ノ語ナリ、ソラニハ<sup>ライ</sup>礼ト云ソ、本ニアウテハ、  
 曲礼トヨムソ、此ツレ多ソ、雷一ト云ハ、モノ、同シヤウナヲ云ソ、雷ハ百里ノアイ  
 タキコユルソ、母ハナカレトヨムソ、母ト云字テハナイソ、同シ字ナレトモ無ノ字ノ  
 心ソ、母ノ音ナリ、母<sup>ハカレ</sup>トヨムソ、 (1巻 p.60~61)
- (27) 鄭玄モソラニハ<sup>テイ</sup>鄭ソ、本テハ<sup>テイ</sup>鄭トヨムソ、論語ノ序デモ鄭玄トヨムソ、 (1巻 p.62)<sup>8</sup>
- (28) 罪人<sup>ツミ</sup>一史記ナドニハヨムソ、日本ニハ罪人<sup>トクニ</sup>トヨムソ、トカラシタ者ヲ云ソ、本ノヲ  
 トコテハナイ心ソ、没官トハ没ハボツト史記デハヨムソ、ソラニハモツトヨムソ、  
 (1巻 p.104)
- (29) 諸侯国々ノ大名ノハ世家ト云ソ、此モ史漢ノ本デハセイカトヨムソ、臣下ノコトヲ  
 シルイタヲハ傳ト云ソ、ヲヲイホドニ列伝ト云ソ、列ハヲヲウツラナツタ心ソ、此  
 モ本デハ列傳トテンヲスンデヨムソ、タダ云時ハ<sup>レツテン</sup>列伝トニゴルソ、 (1巻 p.449)
- (30) 史記ニ魏ノ世家ニアルソ、史記ニ世家ト云部アリ、三十巻アリ、諸国ノ諸家ノ諸侯  
 ノコトヲシルイタソ、史記ノ本デハ<sup>セイカ</sup>世家トヨムソ、タダ云時ハ<sup>セイカ</sup>世家トヨムソ、コレ  
 ヤウナヨミヤウ多ソ、 (4巻 p.18)
- (31) 財贈コトハ孔子ノ家語ニアリ、孔子ノ家ニアツタコトヲノセタソ、又国語ト云書モ  
 アリ、ソレハ周ノ時ノ列國ノクニクニノコトヲシタ書ナリ、家語国語モソラニ云ト  
 キハ語トヨムソ、本デハ<sup>カギ</sup>語トヨムソ、家語ハソラニハケゴトヨム、本デハカギヨト  
 ヨムソ、 (5巻 p.277)

「ソラニハ」「タダ云時」は、「本デハ」に対比されていることから、ここでは「普通一  
 般にそらに口にする時」、つまり読書以外の日常生活で口頭で言う時にはということの意味

<sup>8</sup> 「鄭玄」については、『毛詩抄』にも次のように同様な内容の講述がある。

鄭氏箋書テハテイケントヨミ候、只口テ云時ハチヤウケンソ、(毛詩抄・上巻 p.10)

していると考えられる<sup>9</sup>。また、「本デハ〜トヨムソ」での「本デハ」は、「本に向かって正式に読む時には」を示していると解釈される。また(26)～(31)のように、具体的に『史記』『漢書』『史漢』（『史記』『漢書』）などのように、書名があげられているものもある。

したがって、「ソラニハ(タダ云時ハ)〜トヨムソ」と「本(史記・漢書・史漢ナド)デハ〜トヨムソ」は、日常的な生活で用いる日常音と学問の世界で用いる読書音の対立を示していると言える。

また、これらは、それぞれどのような系統の字音と結びついているのかという疑問については、次のような講述が参考になる。

(32) 燕然山ハソラニハ<sup>ス</sup>然トヨメルソ、漢書デハ漢音ニ<sup>ス</sup>然トヨメウソ、燕然ノ銘ノ中ニ八陳ノコトヲノセタソ、 (4巻 p.179)

(33) 漁父モ本テハ<sup>カ</sup>父トヨムソ、父ハ漢音ハホナリ、ソラニ云時ハ<sup>フ</sup>漁父ト云ソ、 (4巻 p.352)

(34) 普天ハアマネイ一<sup>フ</sup>天下ノ心、ソラニハ<sup>フ</sup>普天ト呉音ニヨムソ、本テハ<sup>フ</sup>普ト漢音ニヨムソ、 (5巻 p.451)

(35) ソノ土ノ上ニ<sup>ル</sup>イル者ハミナ王ノ臣下ソ、此ノ韻ヲソラニ云時ハ<sup>フ</sup>普天率土ト云ソ、呉音ナリ、本ニアウテ<sup>フ</sup>普天率土ト漢音ニヨムソ、 (5巻 p.587)

(36) 前漢書ノ天文志<sup>モン</sup>ノ心ソ、天文志モソラニハ<sup>モン</sup>天文志トヨムソ、本ニアウテハ<sup>フ</sup>文ト漢音

<sup>9</sup>「ソラ」とは『時代別国語大辞典室町時代篇』（1989）では、「実際的な手段・方法に基づかないで、想像や記憶に頼って事がなされるさま」という意を表しているとされている。

また、『日本大文典』には「ソラ」とは「普通そらに口にする時」あるいは「仏経を闡誦する時」を意味しているとされている（土井忠生訳 p662）。ここでは、「ソラニハ」は、

「本デハ」に対比されていることから、「普通そらに口にする時」を意味していると考えられる。

ニヨムソ,

(9巻p.24)

(37) 本デハ家語トヨミ, ソラニハ家語ト呉音ニヨムソ,

(10巻p.719)

例(32)～(37)までを整理すると【表8】となる。

【表8】 使用場所と字音

漢書=漢音	ソラ=無し
本 =漢音	ソラ=無し
本 =漢音	ソラ=呉音
本 =漢音	ソラ=呉音
本 =漢音	ソラ=無し
本 =漢音	ソラ=呉音

この表によると、「普通一般にそらに口にする時」の「ソラニハ」で示している日常音は妙安における呉音であり、「本に向かって正式に読む時」の「本デハ」で示している読書音は漢音であると推定される。

以上のことから、その当時は、「普通一般にそらに口にする時」つまり日常音と言うべき呉音と、「本に向かって正式に読む時」の読書音である漢音とが対をなしていたと考えられる。

#### 4.2.2 『文明本節用集』との比較

『玉塵抄』の中の、「ソラニハ～トヨムゾ」と「本(漢書ナド)デハ～トヨムゾ」という言い方で示している漢字音、つまり呉音と漢音を『文明本節用集』と比較してみると、次のようになる。すなわち、『玉塵抄』の中で「ソラニハ」と「本デハ」で対立していることを示す漢字は24あるが、その中で、『玉塵抄』で「ソラニハ」で示されている呉音と「本デハ」で示されている漢音が『文明本節用集』の呉音と漢音と一致しているのは13、一致

しないのは5, 一部一致, 一部不一致は6である。

それぞれを整理すると次の【表9】【表10】【表11】のようになる。

4.2.2.1 『文明本節用集』との一致

【表9】「ソラニ」⇔「本」:一致(13字)

撰	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		ソラニ (タダ云時)	本	墨筆呉音	朱筆漢音
通撰	公(東)	ク	コウ	ク	コウ
	弓(東)	グウ	キウ	無 無	キウ キユウ
遇撰	書(魚)	ジヨ	シヨ	無	シヨ
	普(模)	フ	ホ	フ	無
	語(語)	ゴ	ギヨ	ゴ	ギヨ
蟹撰	礼(齋)	ライ	レイ	ライ	レイ
臻撰	没(没)	モツ	ボツ	モツ	ボツ
	文(文)	モン	ブン	モン	ブン
山撰	選(線獮)	ゼン	セン	無	セン
	然(仙)	ネン	セン	ネン 無	セン ゼン
仮撰	家(麻)	ケ	カ	ケ	カ
梗撰	鄭(勁)	チャウ	テイ	無	テイ
	行(庚)	ギヤウ	カウ	ギヤウ	カウ

通撰「弓」の「キウ」と「キユウ」は、仮名づかい上の違いとし、同音と見なす。

4.2.2.2 『文明本節用集』との不一致

【表 10】「ソラニ」⇔「本」：不一致(5字)

撰	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		ソラニ (タダ云時)	本	墨筆呉音	朱筆漢音
遇撰	父(麿)	フ	ホ	無	フ
	烏(模)	ウ	ヲウ	無	フウ
蟹撰	淮(皆)	ワイ	クワイ	無	ワイ
臻撰	率(術)	ソツ	シユツ	無	ソツ
曾撰	即(職)	ソク	シヨク	無	ソク

遇撰「烏」の場合、『玉塵抄』の呉音「ウ」は『文明本節用集』では漢音となっている。

曾撰「即」の場合、『玉塵抄』では直音と拗音の違いで呉音と漢音が対応している。しかし、『玉塵抄』での呉音「ソク」は『文明本節用集』では漢音となっている。

「父」「淮」「率」は、前節と重複しているので、ここでは説明を省略する。

#### 4.2.2.3 『文明本節用集』との一部一致、一部不一致

【表 11】「ソラニ」⇔「本」：一部一致、一部不一致(6字)

撰	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		ソラニ (タダ云時)	本	墨筆呉音	朱筆漢音
通撰	僮(東)	ドウ	トウ	無	ドウ
	董(東)	ドウ	トウ	無	ドウ トウ
山撰	檀(寒)	ダン	タン	無	タン ダン
	傳(仙線)	デン	テン	無	デン

宕摂	尚(陽)	ジャウ	シヤウ	無	シヤウ ジャウ
果摂	何(歌)	ガ	カ	カン	カ ガ

通摂「僮」「童」、山摂の「伝」「尚」は、すべて濁音字である。『玉塵抄』では、これまでも紹介してきたように濁音字には漢音清・呉音濁という対応関係が認められるが、『文明本節用集』には必ずしもそれがない。すなわち、『玉塵抄』で、通摂「童」「僮」、山摂の「伝」「尚」は呉音は濁音、漢音は清音という対応関係を示しているが、『文明本節用集』では清音であれ濁音であれ漢音となっている。

また、山摂「檀」、果摂「何」は、今日における呉音漢音の分類においては、漢音、呉音ともに清音が期待される清音字である。

その清音字において、『玉塵抄』は呉音は濁音の「ダン」「ガ」、漢音は清音の「タン」「カ」としているが、『文明本節用集』では清音濁音の両方を漢音としている。

このように、『玉塵抄』は濁音字以外の漢字であっても、それが素音注共通の清音と濁音を持っていれば、濁音は呉音、清音は漢音としていることが確認される。

以上、『玉塵抄』における「ソラニハ～トヨムゾ」で示している呉音と「本デハ～トヨムゾ」で示している漢音は『文明本節用集』でのそれと一致している場合が多いものの、ずれている場合も少なくないことがわかった。なお、繰り返し言うことになるが、『玉塵抄』では素音注が同一のものを清濁の別で呉音漢音に分類しているのが普通なのに対して、『文明本節用集』ではその場合両方とも漢音としていること、そしてそのために、一部一致、一部不一致例が多くなっていることに注目したい。

#### 4.3 「ツネニハ(ツネノ・ヨノツネニ)～トヨムゾ」⇔「ココニハ～トヨムゾ」

##### 4.3.1 内容



- (38) 齋持也、ツネハサイノ音ナリ、ココニハシノ音ニシタソ、 (2巻 p.447)
- (39) ココニハ疏ニカイテ魚ノ韻ニ入タソ、シヨノ音ナリ、大ガイ疎ニシテトミナヨメルソ、 (3巻 p.531)
- (40) 鞍轡 轡音歩 ツネニハ 焔轡トヨムソ、ココニハホノ音ニシタソ、 (4巻 p.663)

上の例(38)の齊の「シ」は『韻府群玉』に載っている反切「即夷切」から導いた「シ」音である。例(39)の「疏」の「シヨ」も同様に「所菹切」から導き出した音である。したがって、「ココニハ」の「ココ」とは『韻府群玉』であり、そして「ココニハ」はやはり『韻府群玉』における読み方では」の意と解釈される。また、例(40)も『韻府群玉』に、「轡—盛懐室轡音歩(李)」という注が載っていることから、「ココニハ」は『韻府群玉』では」の意を示していることがわかる。これに対して、「ツネニハ」で示している音は「ココニハ」で示している『韻府群玉』の音と対立していることから、「ツネニハ」は『韻府群玉』から導いた、少なくとも『韻府群玉』における規範的な読み方ではなく、「より一般的な日常の読書音においては」の意であると推定される。

ところで、「ツネニハ〜トヨムゾ」と対立をなしているのは、『韻府群玉』の音のほかに、次のように『韻会挙要』や『広韻』などの韻書から引いた音もあるので、それらも踏まえて「ツネニハ〜トヨムゾ」の指す音についてさらに考えてみたい。

- (41) 生日ハウマレ日ノコトナリ、ツネハ生日トヨムソ、景徐ハシヤウニチト御ヨミアリ、  
俗人ナドノヲハセイジツトヨマウソ、仏祖ノヲハシヤウニチトヨマウソ、四月八日ヲ  
仏生日トヨムソ、祖師ニ生日ト多アルソ、 (1巻 p.407)
- (42) 羊義也ナリ、カラヨシトヨムソ、ツネニハハウトヨメルソ、江ノ韻テハハウトヨマウソ、  
毛詩ノ四ノ羊ノ篇ニアリ、 (1巻 p.658)
- (43) 刘安ノシタ書ヲ淮南子ト云ソ、淮南王デ刘安ノアツタソ、サテ南ト云タソ、漢書テハ淮  
トヨムソ、ヨノツネハ淮トヨムソ、淮トヨムハ呉音カソ、 (4巻 p.469)

(44) 虜ハツネニハリヨトヨムソ, 史漢ノ書デハロトヨムソ, (8巻 p.132)

(45) 準ハハナノ高イコトソ, 準ハシユントハツネノ音ソ, セツ音ヲメツラシウ付タソ, 史漢テハメツラシイ音ヲオホユルト景除漢書ノ講ニアツタソ<sup>10</sup>, (8巻 p.470)

「ツネニハ〜トヨムソ」で示している音と対立をしているのは、(41)(45)では「景徐」のような先学の説から引いた音である。また、(42)は韻書、(43)(44)は「史漢」などの漢籍の音である。これは、「ツネニハ」で示している音が、韻書や漢籍また先学などによる規範的な音ではないことを示唆している。

なお、この形式が、抄文の中で呉音漢音と結びついているところはない。これは、この形式が呉音、漢音の別と少なくとも直接関係していなかったことを示している。

#### 4.3.2 文明本節用集との比較

「ツネニハ〜トヨムソ」で示している音が『文明本節用集』ではどの系統の音とされているのか、調べてみると、次の【表 12】のようになる。

<sup>10</sup> 惟高妙安の手になる1540年成立の『中興禅林風月集抄』にも同様の記事がある。

虜…ツネニハ虜<sup>リ</sup>ヨトヨムソ, 史漢ノヨミニハ虜<sup>ロ</sup>トヨムソ, (24ウ)

【表 12】「ツネニハ」⇔「ココニハ」で示す音

撰	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		ツネニハ (大ガイ)	ココニハ	墨筆呉音	朱筆漢音
止撰	差(支)	サ	シ	シヤ	シ
遇撰	虜(姥)	リヨ	ロ(史漢)	無	リヨ
	疎(魚)	ソ	シヨ	無	ソ
	狙(魚)	ソ	シヨ(韻府)	無	ソ
蟹撰	齋(齋)	サイ	シ(韻府)	無	サイ
梗撰	生(庚映画)	セイ	シヤウ (景徐)	シヤウ サ	セイ 無
山撰	日(質)	ジツ	ニチ(景徐)	ニチ	ジツ
	準(準, 薛)	シユン	セツ(史漢)	無 無	シユン ジユン
	慳(山)	カン	ケン(韻府)	無	ケン
蟹撰	淮(皆)	ワイ	クワイ (漢書)	無	ワイ

『玉塵抄』で「ツネニハ」で示している「虜リヨ」「疎ソ」「狙ソ」「齋サイ」「生日セイジツ」「準シユン」「淮ワイ」は、『文明本節用集』では漢音とされている。一方、『玉塵抄』で「ココニハ」で示している「生日シヤウニチ」は『文明本節用集』の呉音と一致している。

このように、『文明本節用集』に見出せない漢字が多いが、『玉塵抄』の「ツネニハ」「ココニハ」が示す字音と『文明本節用集』の呉音漢音が完全に一致しているものは一つもない。

したがって、少なくとも『文明本節用集』との関係においては、「ツネニハ～トヨムゾ」と「ココニハ～トヨムゾ」で示す音は、「経」「ソラニハ」と「詩文」「本」のそれのように

呉音、漢音の対立を示しているのではないと考えられる。これは、この形式が呉音、漢音の別と直接関係していないことを示している。

では、「ツネニハ」で示す音は、何かというと、それは、例(41)の「俗人ナドノヲハセイジツトヨマウソ」からもわかるように、その当時、一般社会で広く普通に広く用いられていた音であったと考えられる。つまり、「ツネニハ～トヨムゾ」で示される読み方は、「コニハ～トヨムゾ」で示される、その当時における規範的な読み方に対する、伝統的に広く一般に用いられていた読書音を指しているということになる。

#### 4.4 「ココラニハ～トヨムゾ」

##### 4.4.1 内容

「ココラニハ」で示している音も、「ツネニハ～トヨムゾ」で示している音と同様、主に韻書や詩文での音と対立している場合が多い。以下、「ココラニハ～トヨムゾ」は、具体的にどのような音と対立し、何を示しているのかについて考えてみたい。

(46) 衰ノ字ヲハ韻会ニハ穰ノ字ノ上ニ入タソ、衰ハシノ切ニシタソ、ミナスイトヨメルソ、  
 趙衰ハ冬ノ日ト云タソ、此ノコトヲ衰ト月翁ハヨマセラレタソ、衰ハ経ヨミソ、シガ  
 本デアリサウナソ、穰モサデアリサウナソ、ココラニハスイ又ハサイトヨメルソ、ヲ  
 ツカケニヨメルトヲホエタコト多ソ、 (4巻 p.448～449)

(47) 南ハチンノ音トシタヤラ日南トイワルハソ、韻会ヲミルニ南ニチンノ音ハセヌソ、漢  
 書ニ日南ハ在日之南トシタホトニナンデアラウソ、チンノ音ナラハ日南ノ題注ニノセ  
 サウナコトソ、ココラニハ南トヨムソ、ナニトソ相伝ナウテハヨムマイソ、  
 (10巻 p.162)

『玉塵抄』の中の「ココラニハ」という言い方に直接触れているわけではないが、柳田征司(1975)は『玉塵抄』と同様、惟高妙安の抄物である『詩学大成抄』の例を検討して、「ココラ」について「地域的には作者のいる社会を狭くも広くも指すが、それと同時にそれは時代的に当代的なものを指すものと考えられる」とし、「本来の中国語であつたり、その訓読語であつたりするのではなく、当代の日常語であることを表している」と述べている。これに対して、出雲朝子(1982)は、次のような『玉塵抄』の例について、「ココラ」はこれらの字や語のよみ方が問題になる範囲、すなわち京都五山を中心とする知識人社会を指す場合が多いとしている。

(48)浮一ハ梵語ナリ、浮屠トカイタハ新訳ノ梵語ナリ、翻名ハヲホエヌソ、<sup>フツ</sup>仏圖ト云コトモツノコトナリ、ココラニハ<sup>フツ</sup>仏圖トヨメルソ、此モ書ヲミルニフツトヨマウトミエタソ、出家ノ名ソ、  
(4巻p.210)

(49)荳蔻トココラニヨムソ、医書ハミナ呉音ナリ、日本エ医書ナド早ウ渡タソ、呉国カラ渡タソ、呉ノ周ノ太伯ノ位ヲノカレテ呉エワセタソ、日本ハ呉ノ国ノ枝国ナリ、  
(5巻p.342)

また、出雲朝子(1982)は「ココラニハ」の言い方を「…トミナヨメタソ」「ヨミツケタゾ」と対比して、「ココラニハ」で示される字音は、「…トミナヨメタソ」「ヨミツケタゾ」的な表現で示されるそれと重複する場合は皆無であるとしている。そして、「ココラニハ…トヨムゾ」は、「…トミナヨメタソ」「ヨミツケタゾ」より安定した、確立された読み方であったと主張している。しかし、次の例(50)のように、「ココラニハ」と「皆…ヨメルゾ」、が同時に現れている例、「ココラニハ」と「トミナヨメタゾ」という二つの句とが重複している場合もある。

(50)馮ヒヨウトヨマウソ、馮ハ韻会ニハフウノ音ナリ、ココラニハ皆ミジカウフトヨメル

ソ、ココニ文選ノ音ヲヒイタソ、文選ノカ本テアラウト云心ソ、馮ノ字ヲハミナフト  
ヨメルソ、東韻ハナガウヒクソ、カルイ心ハナイソ、 (1巻 p.298)

さらに、「ココラニハ…トヨムゾ」は、例(51)に見られるように、必ずしも正統なもので  
はないがといったニュアンスを伴った読み方を示す形式だったようである。

(51)杏ハカウノ音ナリ、ココラニハキヤウトヨムソ、左伝ニ北<sup>キョ</sup>杏ニチカウトアリ、北一ハ  
所ノ名ナリ、カウトヨムソ、キヤウトハヨマヌソ、 (9巻 p.688)

このような例を見ると、「ココラニハ…トヨムゾ」は、安定し、確立された一般的な読  
み方である「ツネニ…トヨムゾ」よりは、その使用に特に根拠もなく、したがって、ある  
程度不安定感が残る読み方を示す時に用いられる言い方であったと受けとれる。また、「コ  
コラニハ…トヨムゾ」で示している字音は、広く一般社会で行なわれている音を示す「ツ  
ネニ…トヨムゾ」とは重複していることがないことから、この形式で示す音は、次の例か  
らもわかるように、かなり限定された範囲でのみ通用していた音であったと考えられる。

(52)第<sup>チ</sup>トヨムハ、呉音ナリ、テイハ漢音ソ、詩文テハテイトヨマウコトソ、私第<sup>チ</sup>第<sup>チ</sup>宅<sup>チ</sup>ナド  
家ノコトニハ大カイココラニタイヨメルソ、ココモ門<sup>チ</sup>第<sup>チ</sup>トヨマウカ、 (9巻 p.297)

(53)青螺<sup>チ</sup>髪…経ニ説タホドニ青螺<sup>チ</sup>トヨマウスコトソ、ココラニハ青<sup>チ</sup>一トヨメルソ、  
(10巻 p.170)

(54)金一ハ天子ヲ云ソ、天竺ニ王ノ四ノ位ノ甲乙アリ、金銀銅鉄ノ四輪アリ、一ノ四天下  
ヲ吾ニセラルルソ、金輪王ト云ソ、ココラニハ釜<sup>チ</sup>一天子ヲ云ソ 釜<sup>チ</sup>一ト他寺ニハヨム  
人モアルソ、 (6巻 p.129)

(55)一筒<sup>チ</sup>一ハ百里ノウチヲ一同ト云ソ、ソノ中<sup>チ</sup>ハミナーヤウニ同ソ、ココラハ天下一同<sup>チ</sup>  
ト云ソ、此ハトツコモ同ヤウナソ、 (1巻 p.66)

(52)では「ココラ」で用いている音は詩文での音と対立している呉音であることを示しているだけで、「ココラ」の意味については何も語っていない。一方、(53)もまた同様に、「経」での音と対立しているものを「ココラ」で使っていることを示しているだけである。しかし、(54)は、「ココラ」を「他寺」と比較しているので、「ココラ」は惟高妙安の住した相国寺、あるいは相国寺を含む身近な地域を指しているものと考えられる。一方、(55)は漢字の清濁について述べている講述である。「此ハトツコモ同ヤウナソ」は、「天下一同」という読みはあちこちでなされていることを述べている文なので、「ココラ」はその中の、惟高妙安が所属しているところ、つまり相国寺か、それを含む比較的狭い地域を指しているのではないかと推定される。

これまでの考察をまとめると、「ココラ」の音は、「ツネニ」で示す音より狭い範囲で用いられているもの、つまり、「ココラ」は少なくとも『玉塵抄』の中では、惟高妙安の住した相国寺か、それを含む妙安にとって、身近な地域を指すと考えるのが妥当である。

#### 4.4.2 文明本節用集との比較

『玉塵抄』の中で、「ココラニハ〜トヨムゾ」で示す音と、それに対立するとされている字音とを整理し、それらの字音が『文明本節用集』ではどのような系統の音とされているのかを調べてみると、次の【表13】のようになる。

【表13】「ココラニハ」⇔対立する音

撰	当該字	『玉塵抄』		『文明本節用集』	
		ココラニハ	対立する音	墨筆呉音	朱筆漢音
通撰	同(東)	ドウ	トウ(韻府)	無	ドウ
通撰	馮(東)	フ	フウ(韻会)	無	フ
通撰	木(屋)	ボ	無	ボ	ボク
仮撰	瓜(麻)	ケ	無	ケ	クワ

止撰	持(脂)	チ	ヂ(詩文)	無	ヂ
	衰(脂)	スイ, サイ	シ(韻会)	無	スイ
	士(止)	セ	無	シ	セ
蟹撰	第(霽)	ダイ	テイ(詩文)	ダイ	テイ
臻撰	仏(函)(物)	ブツ(ツ)	フ(ツ)(書)	ブツ	無
宕撰	博(鐸)	ハカ	無	ハク	ハカ
止撰	士(止)	セ	無	シ	セ
梗撰	永(梗)	ヤウ	エイ	ヤウ	エイ
	明(庚)	メイ	ミヤウ	ミヤウ	メイ
	杏(梗)	キヤウ	カウ	チヤウ	キヤウ
	青(青)	セイ	シヤウ	シヤウ	セイ
流撰	荳(蔻)(侯)	ズ(ク)	無	ヅ	トウ
深撰	金(侵)	キン	コン	コン	無
				ゴン	キン
咸撰	南(覃)	チン	ナン(漢書)	無	ナン

【表 13】に見られるように、「ココラニハ〜トヨムゾ」で示す音とそれに対立する字音とは、ある特定の物事について対立しているわけではなく、韻書、詩文、経、他寺など複数の物事に関わって対立している。また、『文明本節用集』との関係においては、「ココラニハ〜トヨムゾ」で示す音は「同ドウ」「馮フ」「衰スイ」「青セイ」「金キン」などの場合漢音で、呉音は「第ダイ」「仏ブツ」「永ヤウ」だけである。これは、「ココラニハ〜トヨムゾ」で示す音と対立している字音は、呉音である場合より漢音の場合が多いことを示している。

以上をまとめると、「ココラニハ〜トヨムゾ」で示す音とそれに対立している字音は、いろいろな場合において自分が所属している、ある一定の地域や範囲で用いる音とそうでないところでの音という対立を指す、しかし呉音・漢音の別とは直接関係していないということになる。



## 5. まとめ

以上、『玉塵抄』の中で漢字の字音の系統と対立について説明しているところを取り上げ、室町期の学問の場において呉音と漢音の伝来、またその当時の漢字音と漢字音との対立などが、どのように取り扱われまた論じられてきたのかを、『文明本節用集』を参照しながら検討してきた。

その結果、『玉塵抄』の中で、仏典と漢籍での字音の対立、日常的な生活の場における音と学問の世界での読書音との対立などは、呉音・漢音の対立と関連していることがわかった。また、一般に慣用的に行なわれている音と韻書等の規則的な音との対立や、自分が所属しているところでの音とそうでないところでの音の対立は、呉音・漢音の別とは直接関係していないことも判明した。いま、前節までに検討してきた、『玉塵抄』の中での漢字音に関わるいくつかの対立と『文明本節用集』の呉音・漢音との関係をまとめると、次の【表14】のようになる。

【表 14】 漢字音の対立と呉音・漢音

一定の言い方	漢字音の対立	呉音と漢音との関係
① 経(経録・経文・教)デハ〜トヨムゾ ⇔ 「詩文デハ〜ヨムゾ」	仏典と漢籍における字音の対立	有
② 「ソラニハ〜トヨムゾ」 ⇔ 「本(漢書ナド)デハ〜トヨムゾ」	日常的な生活での日常音と 学問の世界での読書音の対立	有
③ 「ツネニハ(ツネノ・ヨノツネニ)〜トヨムゾ」 ⇔ 「ココニハ〜トヨムゾ」	現実に一般に慣用的に行なわれている音と韻書等の規範的な音との対立	無
④ 「ココラニハ〜トヨムゾ」 ⇔ 対立する音	自分が所属しているところでの音と そうでないところでの音の対立	無

なお、『玉塵抄』の中の漢字音論に関わって呉音と漢音で直接対立を示している字音や、

「経(経録・経文・教)」「ソラ」での呉音と「詩文」「本」での漢音などを『文明本節用集』と比較してみた結果、その当時の五山禅僧においては、呉音と漢音の分類についてある程度の共通理解があったけれども、相違もまた少なからずあったことが明らかになった。さらに、両書における呉音と漢音が正反対になっている場合もかなり多いこと、『文明本節用集』は素音注における違いにおいて呉音・漢音の対応関係を考えているのに対して、『玉塵抄』は『韻鏡』濁音字、さらには清音字の一部などについても濁音は呉音、清音は漢音と、つまり清濁の違いに基づいて呉音・漢音を分類していることなども知られた。

**【参考文献】**

- 出雲朝子(1982)『玉塵抄を中心とした室町時代語の研究』桜楓社
- 来田隆(1971)「抄物に於ける『清』『濁』注記について」『国語学』84  
(2001)『抄物による室町時代語の研究』清文堂
- こまつひでお(1970)「不濁点」『国語学』80
- 高松政雄(1971)「漢音—文明本節用集の検討—」『岐阜大学研究報告(人文科学)』20  
(1976)『『呉音』の清濁』『国語国文』45・11  
(1977)『『正音』の清濁—名義抄の性格の一面—』『国語国文』46・11
- 松井利彦(1971)「近世漢学における漢字音の位相」『国語国文』40・5  
(1976)「近世前半期の漢字音の清濁」『国語国文』45・1
- 柳田征司(1975)『詩学大成抄の国語学的研究研究編』清文堂  
(1998)『室町時代語資料としての抄物の研究』武蔵野書院
- 湯沢質幸(1978)「室町時代における清濁と呉音・漢音—文明本節用集を中心として」  
『国語国文』46・2  
(1986)『唐音の研究』勉誠社  
(1996)『日本漢字音史論考』勉誠社

**【辞書】**

- 土井忠生他(1980)『邦訳日葡辞書』岩波書店
- 日本国語大辞典刊行会編(2000~2002)『日本国語大辞典』小学館
- 室町時代語辞典編修委員会編(1985)『時代別国語大辞典室町時代篇』三省堂

**【資料】**

- 大塚光信(2000)『新抄物資料集成 玉塵』(叡山文庫本)清文堂  
(2000)『新抄物資料集成 中興禅林風月集抄』(京都府立総合資料館本)清文堂
- 大友信一・木村晟(1998)『韻府群玉』(国立公文書館内閣文庫蔵 古活字版)大空社
- 岡見正雄・大塚光信(1971)『抄物資料集成』史記抄(内閣文庫本)・四河入海(宮内庁書綾部)

本)・毛詩抄(宮内庁書綾部本)・蒙求抄(宮内庁書綾部本)清文堂

ジョアン・ロドリゲス(1955) 土井忠生訳『日本大文典』三省堂

中田祝夫(1970a) 抄物大系別刊『玉塵抄』(国立国会図書館本) 勉誠社

(1970b) 『文明本節用集研究並びに索引』 風間書房

(1971) 抄物大系『毛詩抄』(東京教育大学附属図書館本) 勉誠社

中田祝夫・北恭昭(1966) 『倭玉篇慶長十五年版研究並びに索引』 勉誠社

馬淵和夫(1970) 『韻鏡校本と広韻索引新訂版』 巖南堂

柳田征司(1975) 『詩学大成抄の国語学的研究 影印編上下』 清文堂